# 議会基本条例策定代表者会議

## 〇平成27年5月11日(月曜日)

場 所 第一会議室

出席議員 16名

座 長 森 戸 洋 子 議員

副 座 長 宮下 誠 議員

中 山 克 己 議員

鈴木成夫議員

片 山 薫 議員

露 口 哲 治 議員

小 林 正 樹 議員

百瀬和浩議員

五十嵐 京 子 議員

欠席議員 0名

湯 沢 綾 子 議員

白 井 亨 議員

林 倫子議員

渡 辺 ふき子 議員

斎 藤 康 夫 議員

水 上 洋 志 議員

板 倉 真 也 議員

事務局職員出席者

議会事務局次長 小林大治

庶務調査係 前 坂 悟 史

庶務調査係長 清水伸悟

### 午前10時05分開会

○森戸座長 おはようございます。議会基本条例 策定代表者会議、第32回を開会いたします。

次第に沿って協議を進めてまいります。

まず第1、素案たたき台についてでありますが、 前回まで逐条解説について、1班で議論をされた 協議済みのところを協議させていただいています。 今日は政策検討会の正副座長の持ち帰り事項、そ れから逐条解説について全て終了させたいと思っ ておりますので、ご協力をよろしくお願い申し上 げます。

それでまず初めに、課題となっていました政策 検討会について、お手元に資料もございますので、 事務局から説明をしていただきます。

**〇小林議会事務局次長** こちらの政策検討会のイメージ図を見ていただきたいと思いますが、これにつきましては、前回おおむね代表者会議の中でご意見がまとまっているところでございまして、

基本的には条例案を前提とした形での政策検討会を進めるという形で前回了解を頂いたところでございますが、表の政策検討による調査・検討、グレーの網掛けの太い矢印の上から、上に伸びている矢印の部分が前回は不一致といったような表現であったんですけれども、この不一致というような表現は余りにも適当ではないということを正副座長の方がお考えになりまして、ここの文言を直したもので最終確認という形で、こちらにつきましては、条例案として提出に至らなかった場合は通常の形に戻るというところから始めるといった形で文言の修正をさせていただいたところでございます。

その他の部分につきましては、前回ご了解いた だいたものと変わってございません。

○森戸座長 以上が説明であります。条例として 提出できない場合ということで、決議や要望があ るということで、そういう道も開けるという図に 変更しているわけですけれども、この点いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

自民党、中山議員はいらっしゃらないんですが、 よろしいですか。

それでは、この政策検討会のイメージ図でいく ということで確認をいたします。よろしいですか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 ご異議なしですので、このイメージ 図でいくということで確認をされました。ありが とうございます。

続きまして、逐条解説に入ります。逐条解説は、 この表の説明をしてもらった方がいいかな。

○小林議会事務局次長 ちょっと前回と変えた作りにしてございます。前文は載せないということで、後回しということでございます。1枚めくっていただきまして、ゴシックになっているものでございます。これが前回、正副座長案を受けまして代表者会議の中で確定したものでございますので、議論は終了しているといった形でございます。

その下の段の網掛けの部分、これが作業部会からその後、案が送られてきまして、正副座長で協議をしたもので、本日提案させていただくものでございます。若干、前回の持ち帰りの部分も含めまして載せてございます。今、ご覧いただいているのは、前回持ち帰りいただいたものの再確認の分、その次のページから続く網掛けの部分が本日議論させていただくところ、線が引いてありまして、これは作業部会のものと、真ん中の作業部会からの逐条解説案と正副座長案、それぞれ変更した部分、両方につきまして、どこをどのように変更したのか分かりやすくするために下線を引いているところでございます。本日も1条ずつ私が読み上げた後、ご議論いただく形にいたしたいと考えているところでございます。

**〇森戸座長** 表の見方はそういうことでありまして、ゴシックは確定したところで、網掛けをしているところはこれから議論をするところ、下線が

引いてあるのは、第1班のものから正副座長と事務局を協議をし、若干変更させていただいたものということで見ていただければと思います。それで進めていきたいと思います。

前回、第1条、第2条までは確定をしておりますので、今日は第3条からということであります。第3条について、次長、説明をお願いいたします。 〇小林議会事務局次長 こちらにつきましては、前回一定提案させていただいたところですけれども、「申合せ」という部分を入れるということで文章を整理して、再度正副座長で持ち帰らせていただき、本日再確認をしていただくという形のものでございます。

逐条を読ませていただきます。「議会運営の原 則についての考え方を明らかにするとともに、運 営の根拠として条例などを規定しています。また、 条例、規則以外に、議会の内規として要綱、申合 せも定めています」としたところでございます。

○森戸座長 今、説明があったとおりなんですが、協議の中では、「要綱」、「申合せ」を逐条解説にも入れておいた方がいいのではないかという議論があったかなと思っていまして、「内規として要綱、申合せも定めています」ということを明記したということです。条文は「要綱等」となっていますので、「申合せ」が出てきませんので、これを付け加えさせていただいたということであります。この点について何かございますか。

○斎藤議員 本文の方に「要綱等」と書いてあるので、「また」のところは「等」だけを説明すればいいのではないかと思ったんですが、別に余り強い意見というか、絶対そうでなければいけないというものではないと思うんですけれども。

○五十嵐議員 同じような感想を持ったんですが、 中身ではなくて文章としてなんですけれども、

「条例等を規定しています。また、条例、規則以 外に」というつながりがなんとなくすっきりしな にというか、文章的にどうかなという印象を持っ ています。

○森戸座長 そうすると、今、ご意見があって、「また、内規として申合せも定めています」ぐらいでいいということでしょうかね。「要綱」は書いてあるということなので。どうでしょうか。

○五十嵐議員 ただ逐条なので、「等」というと ころを説明した方がいいのかなという思いがある んですね。だから、むしろ「条例等を規定してい ます」というそこのところをもう少し、「条例 等」というくくりではなくて、そこのところに少 し丁寧に入れていった方がいいのかなという気も するんですけれども。 2行目の「条例等を規定し ています」という、そこのところに膨らませてい くというか、いいのかなという気がするんですが。

○森戸座長 すみません、私たちも今、指摘をされて思ったんですが、上から2行目の「条例等」というのは、「条例及び規則を規定しています」と。「また、要綱のほかに申合せを定めています」という方がいいんでしょうかね。五十嵐議員が「等」を説明した方がいいということだったんですけれども、ここに「等」と入ると、また説明する必要があるので、なので「条例及び会議規則を規定しています。また、要綱のほかに申合せも定めています」ではだめですか。

**〇五十嵐議員** そうしたら、「条例及び会議規則 を規定しています。また、そのほかに議会の内規 として」とつなげたらどうですか。「議会の内規 として」というところを活かして。

○森戸座長 ここの「また、条例、規則以外に」を削除して、「そのほかに議会の内規として」 (「「それ以外に」でもいいです」と呼ぶ者あり)「議会の内規として要綱、申合せ」ということですか。

もう一回言いますと、「議会運営の原則についての考え方を明らかにするとともに、運営の根拠として条例及び会議規則を規定しています。また、そのほかに、議会の内規として要綱、申合せも定

めています」ということですかね。

○斎藤議員 「条例等を規定しています」の「等」を、今は「会議規則」も入れたと思うんですけれども、それで言えば、「要綱」もそこまで入れないとおかしいですよね。「条例、規則、要綱を規定しています。また、その他、内規として申合せも定めています」と。

**〇森戸座長** 「要綱」は「内規」だそうなんです よ。そうなんですよね。

**〇小林議会事務局次長** 法令といいますと、条例、 規則までを指すというのが通常です。ですので、 要綱というと、どちらかというと内規的な方に偏 るのかなと。

○森戸座長 「議会の内規として、要綱のほかに 申合せも定めています」でもいいんですけれども ね。「要綱等」になっているから、「等」を説明 するとしたら、「要綱のほかに申合せも定めてい ます」というような形でもいいんですかね。

○宮下議員 みんな意見が出ていなかったので、 今、感じているんですけれども、逐条解説なので、 より正確に条文を読み込めればいいかなと思いますので、「議会の内規として」という部分は残しておいた方がいいのではないかと正直思っています。どこからどこまでが法令としての扱いで、ここから先が内規ですよという扱いの逐条解説で残しておいた方が分かりやすいのではないかというのが私の意見です。

**〇森戸座長** ということなんですが、いかがでしょうか。

では、ちょっとそこを変えてみて、もう一度最後に確認してみるということでいかがでしょうか。 一応その方向でいくということで保留にしたいと 思いますが、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

 〇森戸座長
 では、保留にいたします。

 続きまして、第4条にいきます。

○小林議会事務局次長 第4条でございますが、

こちらは条文の修正を前回提案させていただいた 関係で、各会派で一旦持ち帰っていただいて、本 日、条文の改正と正副座長案の逐条の議論をもう 一度お願いするといった形になっております。

一応逐条の方を読ませていただきます。「議会 は、議案または請願及び陳情を審議、審査するに 当たり、議会としての機能を発揮するため、様々 な立場の議員が公平な発言の機会を認め合い、自 由闊達な議論を尽くし、より良い合意形成を図っ ていくことを定めています。委員会においては、 自己の考えを自由に表現でき、活発な審査を行っ ています」、2といたしまして、「議会は、お互 いに相手の意見を聞き合い、論点を整理して合意 形成に努めなければなりません。そのための手段 として、議会では議会運営委員会、委員会協議会、 議員提出議案の審査等で議員間の自由闊達な議論 ができることを明記しました」と。これは、「議 論」という形に「質疑」を変えたことによって逐 条も変えさせていただいたということは前回説明 させていただいたところでございます。

○森戸座長 説明は終わりましたが、いかがでしょうか。

○宮下議員 すみません、ここは正副座長で条文をいじっていますので、皆さんの意見を聞いた方がいいかなというのが正直ありまして、確か前回は、これは条文のもともとの「質疑」というのでいいんだと、「意思決定に当たっては」という前の文章があるので、「質疑の場」ということでいいんだというご意見が出たりとか、いろいろあったかなと思います。それから、前文のところにも「自由闊達な質疑を保障する」とうたってあるではないかということもあって、正副座長で条文をいじったということについてはどうなんだというお話が出たのは承知しておりまして、ここは正副座長としてもきちんともう一回皆さんの審判を仰いで、これでいくのか、いや、そうではないんだと、前の条文がいいんだということであれば、そ

れはそれでちゃんと決めたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○五十嵐議員 前回、私の方からちょっと疑問を 出させていただいたと思うんですが、今、副座長 がおっしゃった説明のとおりなんですけれども、 要するに、「質疑」だけではなくて「要望」とか 「討論」も入る、だから「議論」とした方がいい のではないかというのが正副座長案の理由だった と思うんです。そもそもそのように変えてみた場 合、前の文章と比べてかなり漠然としてしまって いるような気がしていまして、基本的には私は前 の方がいいのではないかと。もし「要望」とか 「討論」ということがあるんだということであれ ば、例えば「質疑等」とか「討議等」とか、「議 論」という言葉が出てきたので、「討議」という 言葉もちょっと考えているんですけれども、 「等」というつけ方で正副座長の疑問の解消はで きないかという考えを持っています。というのは、 前回もちょっと申し上げましたけれども、「質 疑」というのが採決態度を決めていく、議決をし ていくために非常に重要な役割を持つだろうと思 いますので、そういう意味で全体のイメージがち ょっと違ってしまうことに正副座長案には懸念を 持っているということでございまして、逐条解説 に関しても、最初に作業部会で質疑を受けて作っ た逐条解説は活かしていくべきではないかという 思いを持っておりまして、「議論」と変えてしま うのは、ちょっと幅が広くなり過ぎて、かえって 議会の役割が分かりにくくなるではないかと思っ ております。

○斎藤議員 前文では、「公開の場で議論を尽くすことにより」うんぬんということになって、それを実現するために自由闊達な質疑や少数会派を認め合うという形になっていますので、私は「議論」ということの方が正しいと思います。ですから、「議論及び討議」、二つ重ねるのが問題があるとすれば、「議論等の保障」という形で、この

「質疑」のところも「議論等」という形で、議会では質疑だけではなくて、討論を含めて、質疑というのは要するに部局に対して何かものを聞くという形だけになってしまいますので、議員の主張が入らないことになってしまいますので、私は「議論」ということの方がいいし、前文に合わせても「議論」であるべきではないかと思っております。

○林議員 私もここは、前回の正副座長のご説明 もあったところで理解が深まったと申し上げたと 思うんですが、ここは「議論」と変えていいので はないかと思っています。ただ、逐条解説につい ては、第1班の方で、前の条文の段階で検討して いるので、条文が変わって、作業班の検討を経な いで正副座長案でいいのかなというのは、順番と してどうなのかなというのがちょっと残っている ということは申し上げておきます。

○森戸座長 林議員のご意見としては、正副座長 案を第1班に返すべきだったということですね。

○林議員 条文が決まっていないので、今、セットというような形で提案をされているので、ここが全体が一致をして、第1班でまた議論をすると時間がかかるので、ここで決めましょうということであれば、それはそれでいいんですけれども、この逐条にも第1班もかなり時間をかけている部分は確かにありますので、それについては検討していただければと思います。

**〇森戸座長** そこは議論をした上で、第1班の指摘も残すのかどうか含めて協議をさせていただいて、その中でどうするかというのは最終的に皆さんにご判断を委ねたいと思いますので、よろしくお願いします。

今、「議論の場の保障」でいいのではないかというご意見と、「質疑」をそのまま残した方がいいのではないかというご意見があったんですが、いかがでしょうか。

斎藤議員がおっしゃった、前文で3パラグラフ

目に、「議会にとって重要な役割は、多様な民意を持ち寄って公開の場で議論を尽くすことにより、市長の行政執行及び市政の課題についてその論点を明らかにし、市民にとって最善の内容で意思決定を行うことにある」ということで、包括的に「議論」という言葉で意思決定を行っていくという書き方になっています。そういう点で、意思決定に当たって「公平で自由な議論」という方が前文との整合性をとる上でも重要ではないかというご発言だったと思いますが、その点などはいかがでしょうか。

○五十嵐議員 前文で「議論」と出てくるのは、これは自然かなと思うんです。ただ、それはちょっと包括的な言い方として「議論」という言い方で、それを「尽くす」という言い方は、私は前文としては適当だと思うんですけれども、逆にその前文を実行するためにというか、細かくしていくのが条文だと思うので、余り条文の方に包括的な内容を持ってくるのは、逆にちょっとバランスが悪いかなという印象を持ちますけれども。

○片山議員 私は、「議論」と「質疑」とどちらも併記できないかと思っています。「議論を尽くしていく」という本来的な目的をしっかりと打ち出すということはすごく重要だと思うんですけれども、その中でも「質疑」がどのような形で今、行われていて、どういった保障をされているかということを何らか残していくということで、条文も「質疑」と「議論」と両方を併記し、そして逐条解説でも丁寧に説明するということがよろしいのではないかと思っています。

○森戸座長 そうすると、例えば「議論(質疑を含む)」みたいな形ですか。「質疑・議論」。

○小林議員 前文に「議論」とあるということなんですけれども、何をもって議論していくのかということを考えると、質疑等の充実で議論が熟成していくという意味では、今、もとの「質疑」という表現は残した方がいいのではないかというよ

うには思いますというのと、逐条に関しては、第 1班で提案した内容はとどめておくべきなのかな と思いますので、そんなのも含めて皆さんの意見 でまとめていただければと思います。

○水上議員 僕も第1班で「質疑」ということを 受けて、こういう逐条ということにまとめてきた んですが、前回の意見を聞いて、まず条文につい て言います。「質疑」ということだと全体を網羅 できていないというわけだから、僕は「議論」と いう形に変えてもいいと思うんです。ただ、「議 論」と言ったときに、要するに質疑があって、討 論があって、意見・要望もある。 そういう形にな っていますよね。そういうものとして逐条で、長 くなるかもしれませんけれども、第1班で検討し たことも含めて説明しておくとしたらどうかなと 考えているんですけれども、僕らは「議論」とい ったときに、こういういろんなパターンがあるん だなということは分かっていても、実際の質疑と いうのは、議案に対するものが質疑なんだという ことはなかなかよく分からないと思うので、そう いう形で整理したらどうかなという感じです。

○森戸座長 そういうご意見であります。もし 「議論」とするんだったら、この逐条でもっとき ちんと、質疑があり、一般質問がありということ で、質疑についてはこういうルールがあるよとい うことをうたった方がいいということですよね。 **〇白井議員** 水上議員の意見も聞いて、僕もその ように考えたんですけれども、条文としては「議 論」にした方がいいと思っています。それは、質 疑、討論、意見・要望含めてあらゆることが議論 の中に包括されるという意味合いをもって、その 条文の中には「議論」という言葉に置き換えた方 がいいのではないかと。逐条は、質疑に関しても ルールはここに明記するべきだと思いますので、 議論という大くくりの中で、その議論がなにを指 し示すのか。質疑についてはこういうルールでや っていますということをまとめるような、長くな るかもしれませんが、逐条にすればいいのではないかと思っています。

○森戸座長 今、白井議員と水上議員からは、「議論」にして、逐条できちんとルールを含めて明記をしたらどうかというご意見でした。五十嵐議員、いかがでしょうか。

**〇五十嵐議員** この間も申し上げたんですけれど も、地方自治法の議会の権限で、議決事件、第96 条のところがあって、議会は議決をしなければい けないというのが1番に出てくるわけです。どう しても議会というのは提案されたものに対して決 めていかなければいけないというのが最大の責務 だと思うんです。議論となると、お互いの同じ立 場で一つの議論を戦わせて何かを生み出すみたい なイメージになってくるんですけれども、議会の 在り方としては、提案されたものをまず受けて、 そこで、それはどういう背景で提案しているんだ とか、どういう意味があるんだとか、影響はどう なんだとか、そういうことを質疑をしながら決め ていくのが最大の責務だと私は思っているんです。 ほかの議会基本条例を見ても、前にも言いました けれども、議会の責任として、まずきちんと議決 をしていくということと、そのことを説明責任を しなければいけないということが結構はっきりと うたわれているんですけれども、小金井市の今や っているのは、そこのところがちょっと弱いとい う感じがするんです。それで、自由闊達にしてい こうというのはいいんですけれども、根本的には、 そこがまず市民に対する最大の責任だと思ってい るんです。そういう意味では、質疑というのは非 常に重要な意味を持っていると思っているもので すから、「議論」と変えてしまうと、そもそもが そういう責任というのが分かりにくくなってしま うというのが余り良くないのではないかと私は思 っています。例えば、質疑があって、要望があっ て、討論があって、そのほかに今、議会基本条例 でお互いに議論できるようにしましょうみたいな

ことを一緒にやっていくんだということであれば、 ほかのところで議会の責任としてはちゃんと議決 をして、それを市民に説明責任を果たしていくん だというところをもっとちゃんと出していかない と、そもそも議会というのは何なのかというのが 非常に分かりにくい条例になってしまうと思いま すので、ここは余り漠然とした表現にするのは、 全体の印象として良くないのではないかと思って います。

○斎藤議員 五十嵐委員のおっしゃることも分か らないではないんですけれども、議会の権能で最 終的には議決するんですよと。議決するためには、 部局に質問をして、それに答えていただくという 状況、それだけではないんですよね。当然討論も します。意見・要望も言います。一般質問の中で は提案をしながらただしたりします。そういう意 味では議論です。また、議員提案というものもあ るわけですから、議員提案で出して、それも含め て議員がやるのは質疑だけですかということにな って、ここで保障しなければいけないことは、そ れら含めて議会としての動きを全部包含しないと 条文として意味がないと思うんです。部分的なこ とだけ言ってもしようがない。必要十分条件を全 部満たした形の条文でなければ、それを満たすた めにこの条文だけでは不都合なんだということで あれば、それはその議論をやらなければいけない と思いますけれども、この条文の中で「質疑」な のか「議論」なのかということであれば、私は 「議論」以外にあり得ないと思っております。議 会でやるのは質疑だけではないですから。

○森戸座長 本来、第4条というのは、「議事機関としてその意思決定に当たって、議員は公平で自由な議論の場を保障しなければならない」と、「議員の公平で」となっているんですが、それはなぜかというと、説明責任を果たすためだと思うんです。なぜこういう意思決定をしたのかということの説明責任を果たしていくということから、

そうだと思うんですが、説明責任を果たすのは、 質疑もあり、それから討論もあり、一般質問など による発言もあり、そういう中で、なぜその市の 政策が決定されていったのかということが分かる ということが必要なのではないかと。そういう意 味で、質疑という狭いものではなく、広い意味で の議論の場を保障し、意思決定をしていくという ことだと思うんです。だから、意思決定したこと の説明責任をどう果たすかということで言えば、

「議論」という方が広い意味で捉えられるかなと 思うんですけれども、どうでしょうか。

○五十嵐議員 いろんな場面があって、例えば一 般質問にしても、意見、討論にしても、そういう ものというのはいっぱい今までも出ているし、出 せる状況はあると思うんです。でも、例えば一般 質問なんかにしても、そこはまず多分議論という ことになるんだと思うんです。提案ですよね。議 決というのは、それが最終の場面で、議決があっ て初めて市民への影響というのは出てくるわけで すよね。だから、いろんな議論はあるんだけれど も、最終決定のところが議決になるんだと思うん です。その議決が非常に重要だと思うんです。そ れが市民に対する責任になるわけですから。だか ら、そこのところが非常に思いというか、そこを きちんと出していく必要があるのではないかと思 う。議論はもうその前に常にあるわけですし、そ れは別に否定するものでもないですし、どんどん 出した方がいいものではあるんですけれども、議 決ということの意味をきちんとうたっていくべき だと思っているんです。

○斎藤議員 議決はもちろん一番大事なんですけれども、議決が大事だから、だからここは「質疑」しか書いてはいけないんだというつながりが、申し訳ないんですが、私には全く分からないのと、本当はもっと議員提案を活用して、議員案というものを出すべきであるという状況の中、質疑だけ全面に出てくるというのは、私は余りふさわしい

とは思えないんですけれども、皆さんいかがでしょうか。

○小林議員 いろいろな拡大的な解釈が出てきているんですけれども、もしもう少し時間があるのであれば、第9条とか第13条、そういった議論のパターンがいろいろ網羅されているわけです。今、言われたような例を趣旨として含むんだということになると、そういったところとの整合性というか、すみ分け、ダブりだとか、そういったことも整理して提案いただけないと、私も今、整理がつかない。そこまで含めるとすると整理がつかない。後々また進んでいったときに巻き戻しになるのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

〇森戸座長 小林議員は第9条……。

○小林議員 第9条、第13条、ぱっと見たところだと、陳情とかそういうものを真摯に議論していくんだというようなことは第9条に書かれていますと。一般質問ですとか議員提案とか、そういった形で市長部局からのものについて議会としてしっかりと意見を述べていくんだということは第13条に書かれていると思うんです。そうすると、第4条の役割というのは何なんでしょうかということを整理する必要があるのではないかと思います。○森戸座長 第13条の第5項で、「議員は、議案等の質疑に当たっては適切に論点を整理し、質疑するものとする」ということが書かれていると。

○小林議員 逐条の第13条第2項の中には、まだこれは確認いただいていませんけれども、「一般質問等の手法を使って」という表現としては第1班としては盛り込ませていただいているということです。

**〇森戸座長** 小林議員からはそういうご意見を頂いたんですが、一つはそういうことがあると。

それから、五十嵐議員から、議決が大事だということで、質疑を終えて、議決の際に討論とかするわけですよね。その討論も含めて、なぜそういう意思決定がされたのかということを明らかにし

ていくということからすると、質疑と討論、そういう場を保障しなければならないということだと思うんですよね。そうなると、大くくりとしての「議論」という言葉でやった方がいいのかということだと思うんですよ。質疑、討論、質問全体として議論ということなんだと思うんですが。

○小林議員 今のところだけに対してですけれども、「質疑」と「討論」と二つだったら、二つ書けばそれでいいのかなと。いろんな話の中で意見・要望というのが出ましたけれども、意見・要望は別に、手法として自分の落としどころとして、これを、最後に意見を言ったといって、それを説明責任にしている人がいるかもしれないですけれども、それは答えがないわけですから、それは特に議決の判断基準には正確にはなっていないと思っているので、二つであれば、二つを書けば終わるのかなというような気もするんですけれども、くくって、ほかに何なのかということからすると、意見・要望は入らないと思うので。

○百瀬議員 先ほど片山議員が二つの文言を残すというお話があったんですけれども、私もそれに関連して、例えば「質疑を中心にした議論の場」とか、「質疑に基づいた議論の場」という形で条文を整理すれば、皆さんの意見がまとまるのかなみたいに今、思っていまして、余り「質疑」だけにこだわって「議論」ということがないのもおかしな話だなと思っているのと同時に、「議論」と大くくりしてしまうと、「議事機関としての」というのが頭についているので、議事機関の本質はどうなのかというのを表現するために、一定の質疑ということも書くべきではないのかなと思っております。

それと、逐条解説の案なんですが、第1班で提案させていただいたとおりの質疑のルールというのは残していただきたいと思います。

**〇森戸座長** 今、百瀬議員からは「質疑等に基づいた議論の場を保障しなければならない」と、折

衷案というか、だと思うんですが、そういうこと はいかがでしょうか。

○五十嵐議員 その前に小林議員が言ったことは ちゃんと整理する必要があるかなと思っていて、 全体を見て、ダブらないようにということの整理 は必要かなと思いました。

それと、「質疑に基づいた議論」という言い方 なんですけれども、表題というか、その条文の前 に来る表題に「質疑に基づいた議論」という長々 とした表題をつける必要があるのかなというのは ちょっとあるんですけれども、そこでわざわざ議 論という言葉を持ち出さなければいけない理由が よく分からないというか、どうしても「議論」を 入れたいという意味がよく分からないというか、 議論は条文どこにもかかるものだと思うんですよ ね。だから、いろんな場面で議論の場面があるわ けですから、それが一つ一つほかの条文にも出て くるわけなので、逆に言うと「質疑」というとこ ろを強調する条文としてこの第4条があってもい いのではないかという気がするので、どうしても ここに「議論」という言葉を持っていかなければ いけない理由が分からない。討論ということもあ るんだということであれば、「質疑と討論」とい う言い方は検討の余地はあるかなと思いますけれ ども、「議論」という言葉が余りにも広いもので すから、逆に条文の特徴というか、何の条文なの かというところを不明確にさせるという印象を持 つんです。

○森戸座長 だから、質疑、討論を含めれば議論になるのではないかと。だから、「議事の意思決定に当たっての自由な質疑や討論の場を保障する」という言い方もあるかもしれませんけれども、ただ、意思決定に当たってはそれだけではないのではないかと。一般質問や緊急質問なども含めて、意思決定の中に入ってくることだと思うんですよ。だって、議案が出てきた場合にも一般質問でやる人だっているわけですよね。議案に沿ってはやら

ないけれども、議案の趣旨の問題で一般質問でやる場合だってある。全体的な流れとしては、そういう条例の提案に対する質疑もあれば、一般質問に対しての質疑もあるし、最終的な議決に当たっての討論もあるという流れからすると、「質疑」だけでは説明ができないのではないかということなんですよね。そこをどう整理したらいいかということなんですが。

**〇五十嵐議員** 先ほども言ったように、いろんな 場面があって、これが全部条文に分かれて入って いると思っているんですね。だから、一般質問で は議決はしませんよね。最後の議決の場面という のが非常に大事なのではないかということで私は さっきから説明しているのであって、最後の議決 のところはきちんと書いておくべきではないかと、 それはここではないかと思っていたものですから、 そのように言っているわけで、「質疑と議論」だ とやっぱり違うわけですよね。何度も言うように、 「議論」はこの条文の中でいろんなところに出て くるわけですよ。なぜここに「議論」という言葉 を持ってこなければいけないのかというのが、そ こに大くくりにする理由がよく分からないという か、大くくりにしてしまうと、その条文の意味が かえって不明確になるのではないでしょうかと先 ほどから説明をさせていただいております。

○斎藤議員 そうすると、この第4条のタイトルを「質疑の保障」とすれば、それは「質疑の保障」でもいいと思うんですけれども、そうすると、それ以外の議員提案の保障、これは法的に認められているものですけれども、それを言ってしまうと全て同じことになってしまうので、議会基本条例の理念として、議論を保障しましょうということがあっても私も全然問題ないと思いますし、また、第9条に関しては市民の声を反映させるということで、それは「質疑」なのか「議論」なのかという問題とは全く抵触しないと思いますし、第13条は市長との関係であって、この中に、市長と

の関係では質疑という形で特定しても、ある程度 ここでは市長との関係だけを言っているので、そ こに入れてくればいいだけの話であって、私の意 見としては、第4条は正副座長案のままでいいと 思っているんですけれども、どうしてもだめだと いうことであれば、第4条は「質疑の保障」とい う形で限定した条文にしたらどうかと思うんです が、その結果、その他のものの保障はどこでうた うのかというのが分からないんですけれども、前 文は「議論を尽くす」ということであって、これ を保障しようという流れにはなっていないんです ね。

○森戸座長 第13条の小林議員がおっしゃった第 5項、これは「議員は、議案等の審議に当たって は適切に論点を整理し、質疑するものとする」、 市長との関係ですよね。だから、これは審議だけ ではなくて、「議決に当たっては」ということな んですかね。五十嵐議員が議決のことをおっしゃ るんですが、審議だけではなくて、議決するに当 たっても適切に論点を整理し、質疑する。ここで 議案に対する質疑のことは言っているわけですよ ね。だから、もし議事機関としての役割というこ とであれば、むしろここの文言をもう少し変えた 方がいいのかもしれない。第4条の方は議論とい う大きなくくりにしてもいいのではないかと、今、 斎藤議員の説明を伺いながら(「第13条第2項は 一般質問とか」と呼ぶ者あり)第13条第2項です ね。第4条は「質疑の保障」、「討議の保障」 (不規則発言あり) 「討議」と「質疑」はね。 ちょっと休憩します。

午前11時休憩

午前11時26分開議

### **〇森戸座長** 再開いたします。

第4条については、今、協議会でもいろいろな ご意見が出されました。全体として保留にしたい と思います。一つ、前後の関係で見たときにどう なのか。それから、議会基本条例としてどういう 条文にしたらいいのかということをもう少し検討 する必要があるのと、逐条解説も、第1班のご議 論を踏まえながら、正副座長がかなり変えており ます。そこでは、第1班の皆さんのご提案を残し ておくべきというご意見もあります。その点も各 会派持ち帰っていただいて、十分議論し、次回も う一度結論を出していきたいと思いますので、よ ろしくお願いしたいと思います。

日程上、かなり詰まっているんですね。できれば中旬以降にこれを、後で日程にも関わるんですが、早く仕上げて、行政当局にもご提案したいというのがありますので、若干日程については後ほど協議させていただきたいと思います。明日から会派代表者会議が始まりますので、この3日間のどこかで開かせていただくということもあるかもしれない。そうしないと多分間に合わないんですよね。今日、全部仕上げるということで日程としては来ていて、予定としてはそういう予定で正副座長で議論しているので、すみません、そこはよろしくお願いしたいと思います。後で協議会で協議いたします。

では、第4条を保留にいたします。

続きまして、第5条に入ってよろしいですか。 では、第5条。

〇小林議会事務局次長 では、第5条の逐条につきまして読み上げさせていただきたいと思います。議員としての基本姿勢、議会活動における原則を定めたものです。議員は、常に市民全体の福祉の増進を念頭に置き、多様な意見の把握に努め、自らの調査活動に基づく政策立案や政策提言を積極的に行うよう定めております。また、平成7年に制定した小金井市議会議員の政治倫理に関する条例を守るべきことと定めています。逐条正副案については以上でございまして、第1班の真ん中の正副の案がすき間にありまして、「現状、一般質間は全員が行うときも多く、積極的に取り組まれ

ています」といった部分で、こちらを文章ではなくて、前回、ほかの部分で提案のありました囲いという形で、実績をPRするためにも別枠で例示した方が良いのではという形で、文章を下の例示に変えさせていただいたのが正副座長案でございます。上の小金井市の指摘といたしまして、政策立案としての議員提案で、議員案として出された条例の列記、その下が一般質問の実績として平均の人数等を載せ、例示とさせていただいたところでございます。

○森戸座長 ということで、第1班の皆さんから 出された逐条解説の文言の若干の精査をさせてい ただいたのと、真ん中辺りにある一般質問につい て実績を書くということで、逐条解説には記述し ないとしました。それから、「策定された」とい うのは「制定」と言うそうなので、これは法文上、 「制定」に変えさせていただいたということであ ります。実績として、政策的条例を過去10年ぐら いのものを記述するということと、一般質問につ いては実績を囲みで入れるということの方がいい のではないかということで、そのようにさせてい ただきました。これはいかがでしょうか。

○斎藤議員 私はこれでいいと思っているんですが、「小金井市の実績」の下、「政策的条例の事例」と書いてあるんですが、これは「議員案」と入れておいた方が分かりやすいのではないかなと思います。

○森戸座長 議員提出のということですよね。議員提出の政策的条例で、可決された事例ですよね。否決されたものもかなりあると思うんですが。書かなくていいですか。「可決」と書いてあるからいいか。否決されたものも入れれば結構あると思うんですよね。一応、「議員提出の政策的条例の事例」ということにするということで。まちづくり条例は修正したんですよね。いかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

**〇森戸座長** では、ご意見がございませんので。

○林議員 「自らの調査活動と、それらに基づく」という「それら」は、第1班で少し議論があって、わざわざ「それら」というのを入れたような覚えがあるのです。ごめんなさい、どういう議論をしたかというのを今、忘れてしまっているんですけれども、意味を込めたつもりがあるので、残していただけないかなと思っているんですけれども、すみません、どういう議論があったのかを今、確認します。

**〇森戸座長** では、ちょっと休憩します。

午前11時35分休憩

午前11時56分開議

○森戸座長 再開いたします。

今、協議会でも議論していただきましたが、結論的には、もとの条文を逐条解説に記述をするということであります。ただ、(2)の第2号は、政策立案及び政策提言について実例を載せるわけですが、「政策立案及び政策提言については条例提案、決議、一般質問などがあります」という解説は記述するということにしておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 正副座長で持ち帰って、もう一度精査をしたいと思います。

なお、小金井市の実績で、情報公開条例の改定 も載せたらどうかというご意見がありましたので、 それも記述をするということでよろしいでしょう か。

(「はい」と呼ぶ者あり)

**〇森戸座長** 確認をしていただきました。

それでは、12時になりましたので、昼休憩のため、しばらく休憩します。

午前11時58分休憩

午後1時02分開議

# **〇森戸座長** 再開いたします。

午前中に引き続き、議会基本条例の素案たたき台の協議を行います。

午前中までで終わったのが第5条まで、次に第6条に行きます。

〇小林議会事務局次長 第6条は主に用語の整理 でございます。「議会は、小金井市内に地震、風 水害、その他多数の市民の生命及び財産に影響を 及ぼす災害が生じる状況を想定し、小金井市議会 災害対応マニュアルを定めています」としたとこ ろでございます。

○森戸座長 ここは語句の整理だけなんですが、 簡潔にさせていただいたということで、より丁寧 なのを簡潔にさせていただきましたが、何かあり ますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 それでは、第6条はよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

**〇森戸座長** 確認をされました。

次に、第7条、会派です。

○小林議会事務局次長 それでは、読み上げさせていただきます。1といたしまして、「議会が議会内での活動を円滑に行うために、会派を結成することを定めています」、2といたしまして、

「会派は、基本的政策または理念が一致する議員 で構成する政策集団です」、3といたしまして、

「会派の最少人数を1人とし、全議員が会派に所属すること」を定めています。4、「議会の申合せ事項に基づき、会派代表者会議(会派間の協議を行う場)への全会派の出席・本会議及び委員会の諸活動(質疑、一般質問など会派の人数に応じた発言機会を認めている)等において、会派の構成人数で不平等は生じないように定めています」、これにつきましては、作業部会の4において、

「委員会の所属に偏りがない」といったことを書いていただいたところですけれども、具体的にそ

ういったことを申合せで明記していないので、こ こからは言い回しを変えさせていただいたといっ たところでございます。

5といたしまして、「議会の円滑な運営と政策 立案及び政策提言のために、必要に応じて議会運 営委員会、会派代表者会議などで会派間の協議及 び交渉を行い、議会の合意形成に努めることを定 めています」と。下の米印に行きまして、「ハン ドブック」とありますけれども、ハンドブックに 具体的に書いてあるということは特に必要ではな いのではないかということで、削除させていただ きました。

会派につきましては、以前の議論の中で、政策 集団、交渉団体、政務活動費の交付対象という形 を逐条で明記するということとなっておりました ので、政策集団として②に、交付団体として⑤に 入れさせていただきまして、政務活動費の交付対 象といたしましては第18条に別に明記してござい ますので、このように整理させていただいたとこ ろでございます。

○森戸座長 ありがとうございました。一応一つずつ確認をさせていただきたいと思いますが、第1項です。「議員が議会内での活動を円滑に行うために会派を結成する」と。「議会活動を行うために」となっているんですが、議会活動とは何ぞやということになってくるのかなというのがあって、それはあくまでも議会内での活動であるということではないかということで、「議会内での活動を円滑に行うため」と正副座長で話し合いまして、このように変えさせていただきました。ここは何かありますでしょうか。いいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、これは確認します。

次に、第2項です。「会派は」ということで、 主語を変えました。「基本的政策または理念が一 致する議員で構成する政策集団です」と変えさせ ていただいたんですが、いかがでしょうか。いい ですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

**〇森戸座長** 異議なしということで、確認をさせていただきます。

次です。「会派の最少人数を1人とし、全議員が会派に所属することを定めています」ということで、「設置要綱に基づき届け出ます」ということは要らないのではないかということで削除いたしましたが、いかがでしょうか。よろしいですか。 (「はい」と呼ぶ者あり)

**〇森戸座長** では、これも確認させていただきま した。

次の第4項です。「議会の申合せ事項に基づき」という部分です。委員会の所属を「申合せに基づき、会派間で偏りのないように配慮する」ということなんですが、申合せにはこういう規定はないので、これを削除させていただきました。

「議会の申合せ事項に基づき」というのを前に入れて、「会派代表者会議への全会派の出席」、それから「本会議及び委員会の諸活動において、会派の構成人数で不平等が生じないように定めている」といたしました。いかがでしょうか。ご異議ないですか。

○小林議員 大きくはいいんですけれども、3行目の(質疑、一般質問などの会派の人数に応じた)という内容がちょっとすっきりしないと思っていて、例えば一般質問などは、施政方針演説に対するのを会派でやる場合とかいうことだと思うんですけれども、その辺の説明がなく「一般質問」と書くと、一般質問は会派が関係していたかなみたいなことにもなったりするから、なくてもいいのかなと。だから、(会派の人数に応じた発言機会を認めている場面等)ぐらいにしてもいいのかなとは今、読んでいましたけれども。

○森戸座長 「質疑、一般質問等」というのを削除してですよね。「会派の人数に応じた発言機会を認めている場合」。

議論になったのは、委員会に偏りがなく出席を求めるというのは難しいと。それは一人会派は1 常任委員会しか出られないし、特別委員会もどちらかにということだから、偏りがないと書くと難しいのではないかという議論があったと。

それから、一般質問をここに入れたのは、他の 議会では、一般質問も会派人数に応じて年間何分 というのが決められていたりするところなどもあ って、それでこれを入れたのかなと、あえて入れ たんですけれどもね。

**〇五十嵐議員** 今の説明だと、逆にとって、ここはどういう場面かなと思って、小金井市がそのようだったかなと読んでしまったんですけれども。

**〇森戸座長** では、とってしまった方がいいです かね。

○五十嵐議員 とった方がいいような気がします。 それで、「会派の人数に応じた発言機会を認めている」という、「一般質問等」までとったとしても、「会派の人数に応じて」以降を残したとしても、どういう場面を説明しているのかなというのをちょっと説明してもらいたいと思ったんです。

○森戸座長 そのようには実態はなっていないと。 これは、例えば施政方針などについてということ ですよね。あとは余り関係ない。 (「代表質問と かではない」と呼ぶ者あり) 代表質問はないから ね。そこだけかな。

**〇片山議員** 施政方針も、全部ではなくて、日曜 議会とか時間が限られたときだけですので、ほか のときには会派の人数に応じてはいないと思うん ですよ。だから、これは今のところはないのかな と思っています。

○斎藤議員 私も同じなんですが、申合せにはそういうことは出ていないのではないですか。日曜議会の15分というのは何も規定されていないところでやっていたのではないかなと。

○森戸座長 そうですね。その都度決めています からね。では、これは全部とってしまいますか。 「諸活動において、会派の構成人数で不平等が生 じないように定めています」。

休憩します。

午後1時15分休憩

#### 午後1時36分開議

#### ○森戸座長 再開いたします。

今、休憩中に皆さんからいろいろなご意見を頂きまして、斎藤議員から、もっと具体的に書いた方がいいのではないかというご意見を頂いて、全体ご了解をいただきましたので、正副座長でこの案文については調整をし、また後日お示ししたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

**〇森戸座長** それでは、そのようにさせていただ きます。

次に、第5項です。これは若干文言を変更させていただいております。「調整」という言葉は使っていないので、「協議及び交渉を行い」ということを明記したのと、「市議会ハンドブックに定めてあります」というのがちょっと分からないのではないかというので、削除させていただきました。その点、ご意見があれば、いかがでしょうか。 〇片山議員 「会派代表者会議」という言葉がどこかで説明が要るということで書いていたことかなと思いますので、「ハンドブック」とするのか、「申合せ」なのか分かりませんが、「会派代表者会議」についての説明が要るのかなと思っています。

○森戸座長 休憩します。

午後1時38分休憩

午後1時43分開議

### **〇森戸座長** 再開いたします。

「会派代表者会議」については、第4項に解説 で述べられていまして、ここで「市議会ハンドブ ック」ではなく、「議会の申合せ事項に基づき」 と明記していますので、これで説明がつくのではないかということで、片山議員からご意見を頂いたんですが、できれば「ハンドブックに定めています」というのは削除させていただきたいと思います。

第5項はいかがでしょうか。正副座長案でご確 認いただいてよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、ご確認をいただきました。

では、第4項を除いて、この第7条は全て確認 をしていただいたということであります。ありが とうございます。

続きまして、第8条、市民に開かれた議会に行 きます。

○小林議会事務局次長 第8条でございます。前 文の「市民に開かれた議会を実現するために、会 議の原則公開について定めています。これまで、 小金井市議会は常任委員会、議会運営委員会、特 別委員会のほか、全員協議会も公開してきました。 公開原則の具体的な内容としては、一般的に傍聴 の自由、報道の自由及び会議録閲覧の自由です。 小金井市議会では、更にインターネット配信も行 っています。なお、会議録は全文記録となってい ます。本会議は、出席議員の3分の2以上の多数 で議決した場合には、秘密会として非公開にする ことができます。委員会での決議は、本会議にお ける秘密会の議決のように特別多数決を必要とし ません。公開しない場合としては、個人情報があ る場合、公開することによって個人の名誉を傷付 ける場合、市の施策に著しい影響を与え市民の不 利益になる場合等が考えられますが、その理由に ついては、内容に触れない範囲で理由を明らかに することを義務付けています。公開の原則及び秘 密会の議決要件等は、本会議(法第115条)、常 任委員会(小金井市議会委員会条例では第16条、 第17条)、議会運営委員会(小金井市議会運営委 員会条例第15条、第16条)に各々規定されていま

す」といたしまして、第1項の説明では、中段に 秘密会がどのように開かれるかと、秘密会が開か れる場合の条件について追加させていただいたと ころでございます。

2といたしまして、「議会は、市民が傍聴しや すい環境を作るため、様々な配慮に努めていま す」といたしまして、囲みという形で代表的な事 例といたしまして、「傍聴者の申出により、録音、 写真撮影、ビデオ撮影を認めています。傍聴席が 満席になった場合、または乳幼児を連れた方が傍 聴に来た場合等には、会議内容を音声で聞くこと ができる会議室を用意しています」、「傍聴規則 の見直し」、「日曜議会」、「年1回の開催及び 手話通訳実施」という形で代表的な事例を囲みで 載せるというのが正副座長案でございまして、第 1班の方にありましたインターネットにつきまし ては、第1項の中に書いてありまして、傍聴しや すい環境というのは、こちらに傍聴に来られた方 に対しての対応ということに絞ってこちらではま とめさせていただいたというのが正副座長案でご ざいます。

○森戸座長 ということです。ほとんど第1班の皆さんのをそのままにしているところがあるんですが、若干下線で書いてあるところを変更したのと、秘密会の要件、本会議と委員会では違うということで、これは付け加えさせていただきましたということです。原則公開と。「ただし公開しない場合については、その理由を明らかにしなければならない」、これだけではなかなか分かりづらいということもあって、第1班の皆さんの説明があるわけですが、議決要件を加えたということです。

○五十嵐議員 正副座長案でいいんですが、参考 までにお聞きしたいんですけれども、最初、正副 座長案が、例えば法第115条とか、委員会条例が 何条とかいうのを一回削除されましたよね。付け 加えるということになったということでしょうか。 この辺が、逐条解説するときにどこまでというのが、こちらも判断しにくかったところだったので、付け加えた理由というか、何かあれば教えてください。

**〇森戸座長** 法第何条というのは入れてこなかったんですよね。全部削除してきたと。

**〇小林議会事務局次長** 法何条というのは、自治 法に改めるという整理で基本残してあると考える ところですけれども。

○五十嵐議員 前回、正副座長案にそこのところ 全部カットされていたと思うんですよ。それで、 逐条はどこまで入れたらいいのかという疑問を持ったものですから、私はどちらでもいいという言 い方は変ですけれども、入っていた方が丁寧かな と思って最初入れたんですけれども、削除されて いたので、その辺の何か判断基準があるかなと思って伺いました。

○森戸座長 入れているところとそうでないところがありますね。例えば、議会図書室、第20条なんですが、「法第100条第19項に設置が義務付けられており」ということで法の関係を入れていますね。それから第21条も法第91条ということで、法は入れているんですね。会議規則は確かに削除しているところがありますよね。第4条第1項の会議規則というのは、これは文言を全部変えたというのはあるんですが、入れなくてもいいのではないかという議論があったかなと思うんです。

**〇片山議員** 五十嵐議員がおっしゃっているのは、前回までに示された指摘事項では消されているとか、それが今回は生きになったので、どういう過程か。

○小林議会事務局次長 前回はまだ正副座長で議論する前の、事務局で一旦作ったものを、白抜きの部分でございましたので、協議の場に乗る前でしたんですけれども、正副座長の打合せの中で戻してございまして、今回の話になったということで、前回はまだ全然議論する前のものが載ってし

まっていたので、ちょっと混乱させてしまったということで、申し訳ございませんでした。

○森戸座長 前回との関係ですね。これは載せて おいていいですよね。

では、第1項は確認してよろしいですか。 (「はい」と呼ぶ者あり)

**〇森戸座長** 分かりました。では、これは確認させていただきます。

第2項です。「配慮に努めるよう定めています」と訂正させていただいたのと、インターネットについては、傍聴しやすい環境には入らないのではないかということです。あくまでも議会に来られた場合の傍聴の問題ということです。

代表的な事例のところで、傍聴規則の見直しも 実は小金井市議会はやっていまして、銃器などを 持つのは入ってはだめだと書いてあったんです。 もともとだめな話で、「危険なものは」と変えた のと、それから、マフラーとかしてはいけないと か、帽子をかぶってはいけないとか、でもそれは ファッションだよと、コートとか、外套になって いる。相当古い傍聴規則になっていたので、そう いうところの見直しをどんどんかけていくと。傍 聴規則の見直しの過程では、傍聴者が名前とか住 所を書きますよね。あれも要らないのではないか という議論があったんです。しかし、最低、名前 と住所がないと、もし何かあったときにはまずい のではないかということで、現状もそうなってい るんですかね。そういうことになっていまして、 そこは議論しながら傍聴規則の見直しを行ってき たという経過がありますので、これは入れさせて いただいたということであります。

あと、ここの代表的な事例は囲みの別立てにしたらどうかということですね。第2項はよろしいですか。

○小林議員 代表的な事例についてなんですけれども、インターネットの配信は第1班でも議論して、条文の法の第8条の上に書いてある括弧書き

の「市民に開かれる議会」というようなところから読んでも、第2項をちょっと拡大解釈はしているんですけれども、ここへ足を運べない方にも傍聴していただくという活動としては重要ではないかということで、提案に上っていたと思うので、もし可能であれば残していただいてもいいのかなというのが一つ。

あともう一つは、黒丸の二つ目の代表的な事例なんですけれども、満席になった場合でも、幼児を連れてこられた場合でも、別室がいいと限らない場合もあるので、それで「必要に応じた」という表現を第1班の方ではあえて付け加えていたような経過もあるので、その辺ご議論いただきたい。

その後の下線の「会議内容を音声で聞くことができる会議室を用意しています」ですけれども、単純に「傍聴できる別室を用意している」、会議室に限らない、相談室とかそういうのも会議室とくくれるならそれでもいいですけれども、会議室がとれない場合もあると思いますので、「傍聴できる別室」というような表現の方がいいのではないかと思います。

**〇森戸座長** 今、そういうご意見でありまして、 いかがでしょうか。

○斎藤議員 インターネット、要するにユーストリームに関して言えば、これは上の方の解説だけですと、配信をしているというだけですけれども、全ての本会議、委員会、ここに書いてあるように議会運営委員会、特別委員会、各協議会、これも含めて、それをされているということは書くことに意義はあるのではないかと思います。

それと、2点目で小林議員がおっしゃったのは、例えば、これからはもしかしたら映像も含めて別室で放映するということも可能性としては十分ありますし、確か第1回の日曜議会は映像も別室でやっているんですよね。ですから、音声にこだわる必要はないのではないかなと。第1班のこの書き方でいいのではないかと思います。

○森戸座長 第1回のときは入りきれなくて、ここに傍聴席を設けて、あのときは有線放送をしたんです。ケーブルを入れて、それでここで見てもらった、大きな画面を持ち込んでもらって、そういうことはありましたよね。だから画面ということもこれからはありますよね。

そうすると、一つ整理をしていきたいと思うんですが、インターネットの配信について、代表的な事例で入れた方がいいというご意見です。斎藤議員は入れなくてもいいということですか。入れた方がいいということですか。(「入れる」と呼ぶ者あり)入れた方がいいというご意見ですが、もし書くとしたら、「議会までお越しいただけない方についてはインターネット配信などで」というような、そのようにしますかね。単に「インターネットによる中継及び録画配信」とあるんですが。

○斎藤議員 今、この代表的な事例の一番最後でもいいと思うんですけれども、第1班が書いたこと、このまま入れたらどうかなと私は思うんですけれども、要するに、インターネットでやっているというのは上にも書いてあるんですけれども、具体的に全ての会議をやっているということを明記した方がいいと思いますけれどもね。

**〇森戸座長** いかがいたしましょうか。

○宮下議員 これは正副座長の打合せのときに、 傍聴というものの意味合いとして、議会に来て見るなり聞くなりするというのが一応傍聴なんだという、定義付けというか、そんなところから確か議論があったんですよね。それで、インターネットだとどちらかというと発信する方の環境だし、 傍聴という定義付けの中ではインターネットだと合わないのではないかというような議論があったんですよ。 たですよ。だから、その辺の整理がつけばどちらでもいいかなと思うんですけれども、そこだけ傍聴の意味合いをどう捉えるか。

○森戸座長 むしろ第1項の方かもしれないです

ね。原則公開とすると。公開の手段として、インターネットを配信していますと。傍聴というと、第2項で言うと傍聴しやすい環境なんですけれども、ここよりも公開の方に当たるのではないかと思うんですが、どうでしょうか。

○片山議員 私も、もしそちらにできるのであればそちらの方がいいかなと思うんです。ただ、代表的な事例に書いたような、こういった詳しい記述が必要かなと思います。

○森戸座長 いかがですかね。事務局、原則公開の方に入れるんだったら問題ないのではないですか。

○小林議会事務局次長 いわゆる傍聴といいます と、傍聴規則というのも設けておりますので、こ ちらのことから考えますと、今、おっしゃられた ことを第1項に細かく書いた方が適当ではないか と事務局としては考えるところでございます。

○片山議員 あと、第1班の議論の中で、「中継及び録画配信」としたんですよね。正副座長案の方では「インターネット配信」とまとめられているんですけれども、これはこのようにまとめた方がいいものなんですか。それとも「中継・録画」というようなことは書けないものなのでしょうか。

**〇森戸座長** これは、基本的にインターネット配信という言い方をしているということですよね。

○小林議会事務局次長 今、片山議員がおっしゃったように、ライブと録画と両方もあって、中継といいますとどうしてもライブの感覚になってしまうので、インターネットというのが、用語としては配信というのが一般的に使われているということも考えまして、配信でまとめたというのが確か正副座長での議論だったと思います。

○森戸座長 配信の中には、中継と録画が入って いるということなんですけれども。

**〇片山議員** 前のジェイコムのときは、中継していたんでしたか。中継して、後で時差を置いて配信されていたんですか。

○森戸座長 それで1か月間だけ配信したんです。 ○片山議員 ほかの議会でどうだったのか。小金 井市の場合、ユーストリームなので、その場です ぐに中継されて、後でアーカイブみたいになるん ですけれども、ほかの議会でどうなのかなと思っ たりしたんです。配信というところが、中継がな くて後で録画だけのところもあったのではなかっ たかと思って、小金井市の場合は中継と録画と両 方あるということだと私は思っているんですけれ ども、今、考えていたあれなんですが、その辺の 確認で、どのような記述にした方がいいかを確認 した方がいいかなと思います。

○森戸座長 ホームページ上は、小金井市議会ユーストリーム配信及びユーチューブ配信という言い方になっているんですよね。

○小林議員 片山議員が言われたように、どこかの視察に行ったときに、生中継もできるようになりますというのがすごくプラスアルファみたいに説明されたところもあったので、別のものとして捉えているところもあるというか、ステップとしては、もし第1班の提案の内容そのままを説明で加えていただけるなら、囲みか何かで入れてもらえれば、逐条本文自体はこのままにしてもいいのではないかと思うんですけれども。

○森戸座長 「インターネットによる中継及び録画配信」のままでやった方がいいということですよね。(「別枠で」と呼ぶ者あり)別枠で入れるということなんですが、それはオーケーなんですけれども、どういう言い方にするかなんですよね。これは別枠で入れることはいいですか。事例として入れることはいいですよね。ただ、言い方についてどうかということなので、申合せとかそういうのに準じていくことになると思うんですが、どうですか。

**〇小林議員** 今の決まりに基づいてと言われましたけれども、小金井市は余り意識せずにライブと 録画が同時にできるようになってしまったんです けれども、ほかは大きな議会改革で2段階でやっているので、その事実をまとめていくという意味では、今の第1班の書きっぷりをそのまま残された方がいいのかなと思いますけれども。

○片山議員 ですので、今、小林議員がおっしゃったように、そのまま第1項のところのインターネット配信のところを、左側の代表的な事例と書いてあるものを全て、括弧も入れて書き込んでしまってはどうなんでしょうか。

**〇森戸座長** では、いいですか、事務局。

ちょっと休憩します。

午後2時07分休憩

午後2時10分開議

○森戸座長 再開いたします。

休憩中に今、いろいろな議論がございました。 インターネットについては、第1項の原則公開の 方に記述をするということです。記述の内容とし ては、「インターネットによるライブ配信及び録 画配信(本会議、常任委員会、議会運営委員会、 特別委員会、各協議会)」ということで記述をす るということでよろしいでしょうか。(「別枠 で」と呼ぶ者あり)別枠でね、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 それでは、確認をさせていただきました。第2項はこれで確認をいたします。

ごめんなさい、もう一つありました。もう一つは、会議内容を音声で聞くことができる、これはどうなのかと。これから映像も入るのではないかということがあって、なおかつ会議室というよりも別室の方がいいのではないかということですよね。あと、必要に応じた別室の開放、この点はどうでしょうか。そうすると、「傍聴が満席になった場合、または乳幼児を連れた方が傍聴に来た場合等については、必要に応じた別室を開放する準備をしています」ということですかね。

休憩します。

## 午後2時17分開議

### ○森戸座長 再開いたします。

小林議員からご指摘があった2番目の丸ポツなんですが、「傍聴席が満席になった場合、または乳幼児を連れた方が傍聴に来た場合等については、必要に応じて別室を準備しています」ということにしたいんですが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

**〇森戸座長** それでは、そのようにご確認をいた だきました。

これでほかにはないですよね。

- ○湯沢議員 すみません、三つ目の丸ポツで、傍 聴規則の見直しというのが代表的な事例になって いるんですけれども、規則を見直して具体的に何 がどうなりましたというなら分かるんですけれど も、傍聴規則の見直しそのものが代表的な事例として挙がっているとちょっと違和感を感じるというのがあります。
- **〇森戸座長** そうすると、削除をした方がいいということですか。
- **〇湯沢議員** はい、そうですね。
- **〇森戸座長** これは「認めています」とか、代表 的な事例ですから。
- **○宮下議員** 例えば「銃火器の持込みの記載を削除したとかで傍聴規則の見直しを行った」とかい うのはどうですか。
- ○森戸座長 具体的な項目についての傍聴規則の 見直し。斎藤議員は、「傍聴規則の順次見直しを してきました」とか、「随時見直しをしてきまし た」、「必要に応じた傍聴規則の見直し」、これ は具体的な事例なので、やってきたのは事実なん ですよね。湯沢議員からは削除した方がいいとい うことですが、残した方が良いというご意見もあ りまして(不規則発言あり)ありますよね。どう でしょうか。

- ○五十嵐議員 そもそもが、この第2項が傍聴し やすい環境を作るために様々な配慮に努めて、そ もそもそこが多分、不断の見直しを行っています よというものがそこに入っているんでしょうから、 ここの傍聴規則の見直しという言葉で入るのはお かしいような気がしますよね。その意味は、第2 項そのものみたいな気がしますから。だから具体 的な事例となった場合には、具体的に書いていく べきでしょうね。
- ○片山議員 そうしたら、第2項の説明のところ に文章の中に入らないですかね。「傍聴規則の見 直しなども含め」とか、「議会は順次傍聴規則の 見直しなども含め、市民が傍聴しやすい環境を作るため」とか、そんな感じにするとか。
- ○森戸座長 それでもいいですよね。小金井市ぐらいではないですか、そういう銃器を外したり、いろいろやっているというのは、ほかは大体そのまま残っていますものね。取締規則になっている。「議会は随時傍聴規則を見直すなど、市民が傍聴しやすい環境を作るため様々な配慮に努めるよう定めています」、「くな配慮に努めることを定めています」、「くくなど、市民が傍聴しやすい環境を作るため、様々な配慮に努めることを定めています」、おかしいか。「議会は努めることを定めている」と。「議会は傍聴規則の見直しなど、市民が傍聴しやすい環境を作るため、様々な配慮に努めることを定めている」と。「議会は傍聴規則の見直しなど、市民が傍聴しやすい環境を作るため、様々な配慮に努めることを定めています」、いいですか。
- ○五十嵐議員 今、座長が言った文章の「傍聴規則の見直しなど」という言葉を、「様々な配慮」の前に持ってきたらどうですか。
- ○森戸座長 「傍聴しやすい環境を作るため、傍聴規則の見直しなど様々な配慮に努めることを定めてる」、では、そうしましょうか。もう一回言います。「議会は、市民が傍聴しやすい環境を作るため、傍聴規則の見直しなど様々な配慮に努め

ることを定めています」ということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、代表的な事例から傍聴規則の見直しは削除するということですね。

ほかにございますか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、これは確定をいたしました。 続きまして、第9条、次長、お願いします。

○小林議会事務局次長 第9条でございます。1 といたしまして、「議会は、市長から提案された 議案について誠実に審議するとともに、各々の議 員が市民の意見を聞くことはもとより、議会にお いても必要に応じて」、ちょっと下線が漏れてお りまして、「市民の意思」でございまして、第1 班の作業部会は「住民意思」となっているものを 「市民の意思や意見を聞くよう努めることを定め ています」、2といたしまして、「請願及び陳情、 市民から政策提案と位置付け、議会の審議におい て誠実な審査をすることを定めています。なお、 請願と陳情は同様に扱っています。具体的な手法 として、提案者の意見を聞く機会を設けることを 定め、希望すれば、審査前の委員会協議会におい て意見陳述を行うことができます」ということで、 「なお、請願と陳情は同様に扱っております」と いうことを前の方に入れたと。3といたしまして、 「議員または委員会が政策立案及び政策提言をす るに当たって、市民との懇談などの手段により意 見を聞く機会を設けるよう努めることを定めてお り、これまでも有志の議員で懇談を行っていま す」、こちらは作業部会の案のとおりでございま す。

○森戸座長 ありがとうございました。第1項です。「住民意思」と書かれていますが、ずっと条文上は「市民」という言い方になっているということで、これは「市民の意思」ということに変更させていただきました。この点はいかがでしょう

か。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

 $\bigcirc$ 森戸座長 それでは、第1項を確認させていただきます。

次に、第2項です。市民からの政策提言とありますが、これは政策の提案ということで変更させていただきたいんですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 ありがとうございます。これは確認 させていただきます。

それで、「議会の審議において誠実に、かつ適切に」とあるんですが、「適切に」を削除したということなんです。これはいかがでしょうか。何をもって適切と言うのかというところで議論を呼ぶのではないかということになりまして、削除なんですが、いいですか。条文上も、「誠実に」ということなんですよね。「適切に」とは書いていないということでしたよね。なので、「適切に」を入れると条文が更に膨らむので、「誠実に」のみにしたということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

**〇森戸座長** では、これは「誠実に」で。それで、 削除させていただきました。

それと、「定めています」と。「具体的な手法として、提案者の意見を聞く機会を設けることを定めています」ということと、「希望すれば、審査前の委員会協議会において意見陳述を行うことができる」ということを併せ、請願と陳情は同様に扱っているというのは、きちんと文章上で述べるのではなくて、一つの独立した文章で述べた方が、小金井市議会の特徴としては分かりやすいのではないかということがありまして、「なお、請願と陳情は同様に扱っています」ということを最初に述べたということであります。この点、第2項いかがでしょうか。

○白井議員 今、ご説明があった「請願と陳情は

同様に扱っています」に関してなんですけれども、 我々だと分かるんですけれども、市民からすると、 何をどう扱ったら同様なのかとか、そもそも何が 違うのかというところをちょっと説明を加えた方 がいいのではないかと思うんです。ちょっと説明 くさくなるかもしれないですけれども、請願は紹 介議員が1名以上必要……。

**○宮下議員** 語句の解説ふうにして、枠外というか、そこで整理して。

○森戸座長 請願は紹介議員が必要ですとか、そういうことを書くと。ただし、請願も陳情も同様に委員会で審査をし、陳述もできますみたいな、枠で。では、そのようにしたいんですが、いいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

**〇森戸座長** それを書いた上で、第2項はよろしいでしょうか。

第3項、これは第1班のとおりということで、 ご確認をいただきたいのですが、よろしいですか。 (「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、そのようにいたします。

○斎藤議員 最初に言えば良かったんですが、条 文なんですけれども、第1項で、「議会は、市長 から提案された議案について」という形で、先ほ どほかの条文の審議のときに気がついたんですけ れども、市長から提案された議案だけではなくて、 議員案もあるので、第3項のところで、議員案な のかなという感じがあるんですけれども、これは あくまでも受け身すぎないかなと実は先ほど思っ たんですけれども、皆さんどうですかね。このま までいですかね。

〇森戸座長 第9条第1項ですか。

○斎藤議員 はい。「市長から提案された議案について誠実に審議する」と。市民の声を反映させる議会の中に、市長からの提案は入っているけれども、議員自らの提案について全く触れていないという条文になってしまっていて、今頃になって

申し訳ないんですけれども、考えた方がよろしいのではないかと思って、「市長から」というのをなしにして、「議会は、提案された議案について」という形で、この逐条解説の方に、「市長や議員の提案された議案について」という形にした方がいいのではないかと思っていますが、いかがでしょうか。必要ないでしょうか。

○森戸座長 第9条の本文の「市長から」を削除 してはどうかということなんですが、いかがでし ようか。議案といった場合には、市長だけではな いですからね。議員案も議案ですからね。あれは 議員案というんですかね。(「議案です」と呼ぶ 者あり)議案ですよね。そういう意味では、「市 長」とつけなくてもいいのかもしれないですね。

**〇片山議員** 斎藤議員の提案に賛成です。逐条に そうやって加えるという形だと非常に分かりやす いと思います。

○森戸座長 いかがですか。

**○宮下議員** おっしゃる意味は分かるんですけれども、「市長から提案された議案」という文章にするまでに、確か議論があったような気がするんですよ。すみません。今すぐには浮かんでこないんですけれども。そこだけ確認させてもらって、条文なので、今、はい、そうですねというのもちょっとどうかなと思って。

○森戸座長 それでは、保留にして、若干3時休憩で調べさせていただきたいと思うんですが、いいですか。皆さんもお考えいただいて、「市長」を削除するということでどうかということなので、そこはお願いしたいと思います。

そこを除いて一応固めるということで、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

**〇森戸座長** それでは、続きまして第10条、公聴 会及び参考人制度。

○小林議会事務局次長 こちらにつきましては、 前回一定議論させていただきまして、最初、正副 座長案では、自治法の改正とか過去の実績等は削除するということで提案させていただいたんですが、議論の中で、それは残す形ということで、残す形といたしまして、別立てで囲みの形で残すという形でもう一度整理して、正副座長の方で持ち帰りさせていただいて、本日再確認で提案させていただいたものでございます。

解説を読み上げます。「公聴会制度は、本会議及び委員会において議案または請願及び陳情を審議・審査するに当たって参考とするため、利害関係者や学識経験者等から意見を聞くものです。市民参加の機会の拡大や、審議を活性化させるため、積極的に活用していく趣旨で規定しています。参考人制度は、本会議及び委員会において地方公共団体の事務に関する調査または審査のために必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聞くことができるものです。公聴会制度同様に、積極的に活用していく趣旨で規定しています」と、ここまでが逐条解説でございます。

自治法の改正といたしまして、公聴会制度及び 参考人制度は委員会だけに認められた制度でした が、平成24年の地方自治法改正で、議会としての 機能をこれまで以上に強化するため、本会議にお いても活用できるように規定されました。

小金井市議会の実績といたしまして、公聴会は 過去に2回開催しました。水道料金の値上げに関 するもの、昭和44年4月30日、小金井市議会議員 定数削減に関するもの、平成23年5月29日です。 参考人の出席を求めたことは過去に1回あります。 清里少年自然の家管理運営委託に係る検査、平成 14年7月22日ですとしたところでございます。

**〇森戸座長** ということで、前回の議論を踏まえて、もう一回精査をして提案させていただきましたが、いかがでしょうか。

○斎藤議員 先ほど、根拠の条、何条というのが 引用されたときに書いていましたよね。ここでは 書かなくていいんですかね。 **〇森戸座長** 法何条ということですかね。

○斎藤議員 はい。

○森戸座長 それは、書いて悪いということではないですよね。入れておいた方がいいと。入れておいた方がいいと。入れておいた方がいいというご意見ですが、いかがですか。「公聴会制度は、法何条に基づき」という形ですよね。「本会議及び委員会において」うんぬんということですが、入れてよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、そのように入れましょう。参 考人制度もそのように「法何条に基づき」という ことで入れさせていただきますが、よろしいです か。

○百瀬議員 小金井市議会の実績ということで、こういう形で書かれているんですが、これまで公聴会は過去2回、参考人制度は過去1回なんですが、これから当然増えていくということの中で、こういう書き方だと支障があるのかなと思うんですけれども、丸ポツにしてずっと並べていくとか、そういう書き方の方が柔軟性があるのかなと思っているんですが、どうでしょうか。過去2回あったとか、過去1回あったとかいうのではなくて、列記していく。いずれ何かある度に増えていくだろうということになったときに、こういうまとめ方だと……。

○森戸座長 「公聴会として過去2回開催しました」というのは要らないということですね。参考人も、「過去2回あります」とか書かないで、丸ポツで列挙すると。これはいいと思いますが、いかがですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

**〇森戸座長** では、そのように変えさせていただきます。

あとはいかがですか。いいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

**〇森戸座長** それでは、以上、訂正されたことが 確認されましたので、そこを精査してまた提案し ますが、全体確認されたということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、次に行きます。第11条、広報 活動及び広聴活動についてであります。

○小林議会事務局次長 1といたしまして、「議会は、市民の知る権利を保障するため、議会と市政について分かりやすい情報提供をし、議会報やホームページなどを活用した広報活動及び広聴活動の充実に努めなければならないことを定めています」。

2といたしまして、「広報活動及び広聴活動の体制の整備に努めなければならない」としています。「議会では、議会報の編集だけでなく、ホームページまで所掌に入れた正式な協議の場として広報協議会を設置しました。なお、広報・広聴活動について、議会運営委員会等で引き続き協議していきます」ということで、中身としては、公聴活動について明記したということと、「HP」というのを「ホームページ」に直したというところと、広報協議会を正式な協議の場といった形で明確にしたといったところでございます。

○森戸座長 という事です。第1項でありますが、「HP」というのは「ホームページ」と訂正させていただいたのと、「広聴活動」とも明記してありますので、「広聴活動の充実に努める」ということを入れたということであります。

第2項は体制整備の問題で、広報協議会を設置 したこと、それから「広聴活動については議会運 営委員会等で引き続き協議していきます」、 「い」が抜けていますので、「いきます」という ことであります。いかがでしょうか。

○小林議員 第1班なのにすみません。「議会報の編集だけでなく」という、その「だけでなく」というのが、今までは議会報編集委員会しかなかったんですけれどもという説明がないので、この「だけなく」というのがちょっと浮いてしまって

いるかなと思って、「議会報の編集及びホームページを所掌する」とか、もうちょっとすっきりさせてもいいのではないかと思うんですけれども。

○森戸座長 そうですね。「議会報の編集及びホームページを所掌する正式な協議の場として」ということで、第1班のをちょっと直したいということですよね。いかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 それでは、そのように第2項は確認 をいたします。

そのほかにございますか。なければ、これでよ ろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 それでは、確認をさせていただきます。

続きまして、第13条に行きます。

○小林議会事務局次長 第13条につきましては、 ①、②につきましては前回確定とさせていただい ているところでございます。③につきましては、 条文については確定させていただいたところでご ざいますが、「ハンドブックに記載されているル ール」というところの文字をとるかわりに、ハン ドブックにある資料要求に関する申合せを囲みと いうことで載せるということに伴い、1枚めくっ ていただいて、別枠として、こちらにハンドブッ ク48ページのものを載せたところでございます。 ここで載せたところでございますが、議会が執行 機関に資料要求する場合の基準の2のイ、下線を 引いているところでございますが、こちらなどは 「前項イ及びウについての資料要求の基準につい ては引き続き協議する」という形で、決まってい ない形になっていることと、その下の一般質問の 資料要求の扱いについての(3)、下線を引かせ ていただきましたが、「部局が職員組合に提示し ている資料については、議会から要求があったが 部局が提出しないときの対応について、職員組合

等他の団体に提示した資料について資料要求があり、その扱いに疑義がある場合の取扱いはケースバイケースとする」といったように、これを載せるのが決まっていない形となっていますので、適当かどうかということがちょっと正副座長の中で本日議論していただきたいといった一つの課題でございます。

もう一回戻っていただきまして、4でございます。こちらは前回の議論の中で、流山市のように項目を具体的に逐条の中で書くということで、作業部会の方からいただきました。「市長等が提案する重要な施策等について、議会における十分な審議を行うため、市長等に対して次に掲げる事項について、その説明を求めることができることを定めています。(1)政策等の発生源及び背景、

(2)提案に係るまでの経緯、(3)市民参加の 実施の有無及びその内容、(4)他の自治体の類 似する政策との比較検討、(5)総合計画におけ る根拠または位置付け、(6)政策等の実施に係 る財源措置、(7)将来にわたる政策等の効果及 びコスト」という形でいただいているところでご ざいます。

⑤につきましても、前回この内容で確定をいた だいているところでございます。第13条について は以上です。

**〇森戸座長** ということです。第1項、第2項は 確認されていますので、そのとおりであります。

第3項です。資料要求の申合せを載せたらどう かということで、裏面にあるわけですが、「議会 が執行機関に資料要求する場合の基準」として、

(2)資料要求についての対応のイ、「前項のイ、 ウについての資料要求の基準については引き続き 協議する」と。「既に公開または公表されている ものから新たに調整しなければならないもの、公 表されていないもの、または資料調整のために資 料の収集・調査が必要なものから、新たに調整し なければならないもの」ということで、これは現 実的には、調整をして、出す、出さないはそれぞれの要求者と相談をして決定しているというのが 実情なのかなと思うんですが、その辺りの表現が どうかということです。

それから、(3)「部局が職員組合に提示している資料について、議会から要求があったが部局が提出しないときの対応について、職員組合等他の団体に提示した資料について資料要求があり、その扱いに疑義がある場合の取扱いはケースバイケースとする」ということなんですが、決まっていないことを載せるということになるのではないかということですよね。その点はどうでしょうか。これはハンドブックそのままなんですよね。これは、まずこのままで載せるということでよろしいでしょうかね。明らかになっていることですから、隠してもしようがないし。(「③のところ」と呼ぶ者あり)③のところではなくて、最後に囲みで入れるということです。一応申し合せていることだから、ということでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、確認をさせていただきました。 あと、第4項については、第1班でご議論をい ただいて提出していただいたものをそのまま載せ ています。記述しています。これはよろしいです か。

### (「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 はい、ありがとうございます。では、 第3項、第4項、確認をいたしましたので、第13 条は一応全部終わりですかね。

○片山議員 条文の方の括弧でというところを第 1 班から提案させていただいたんですけれども、 そこを説明いただいて、これは必要ないのではな いかということを指摘されているので、一応確認 だけしていただけますか。

〇小林議会事務局次長 失礼いたしました。表の 条文の後、5項の後、作業部会の方から代表者会 議の皆様への提案ということで、第4項、「議会 は、市長等が提案する重要な計画、政策、施策等 (以下『政策等』という)について、その形成過程の説明を求めることができる」という形で、

(以下『政策等』という)を加えたらいかがかという提案をいただいたところでございますが、その次の米印のところで説明させていただきましたが、略称規定は法文中の一定範囲の字句に略称を与える規定であり、長い表現を繰り返し用いるのを避けて法文を簡潔にするためのものとしているところでございます。条文第4項にあります「市長等が提案する重要な計画、政策、施策等」という表現が第14条以降使われておりませんので、ここであえて略称を規定する必要はないということでお答えさせていただいたところでございます。

○森戸座長 ということでして、条文上にある、 上から2段目の「以下『政策等』という」ことは、 丁寧に盛り込んでいただいたんですが、これは要 らないかなということで、削除をさせていただき たいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

**〇森戸座長** では、これは確認させていただきます。

それでは、ちょうど3時になろうとしています ので、しばらく休憩をいたします。

午後2時55分休憩

午後3時30分開議

○森戸座長 再開いたします。

休憩前に引き続き、議会基本条例素案たたき台 の協議を進めていきます。

○林議員 先ほどの第13条の括弧書きの「以下 『政策等』という」の部分についてなんですけれ ども、これを第1班から提案したのは、逐条解説 の部分で、④で「市長等が提案する重要な政策等 について」と書いているものですから、そこを説 明する部分として、「以下『政策等』という」の をつけてもらえないかと提案しています。条文の 中ではここにしか出てこないので必要はないということなんですが、そうすると逐条解説の方に書いてある「市長等が提案する重要な計画、政策、施策等」と全部きちんと書いた方がいいのではないかと思いますので、お願いします。

あと、(1)の「政策等の発生源及び背景」というところも同じように全部書いた方がいいと思います。(6)もそうです。

**〇森戸座長** 逐条とまた違うと思うので、これは 全部書くということで。逐条のために「政策等」 という省略をすることはない。今、そういうご意 見ですが、どうですか。

**〇小林議会事務局次長** 手法として逐条の中で適当な部分に入れば、それも一つの手法かと思われます。

○森戸座長 ということなので、そうしますと、「市長等が提案する重要な計画、政策、施策等」と書いて、「(以下『政策等』という)」として、あと、(1)とか(6)の「政策等」はそこで説明されるということでよろしいですかね。「重要な計画、政策、施策等」というのを一番最初に書いておくということで、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、確認をいたしました。

次に、第9条です。第9条なんですが、二つほどありまして、一つは斎藤議員から言われた点なんですが、「市長から提案された」というのが受け身に見えるということもあったので、もし変更するとしたら、「議会は、議案について誠実に審議するとともに」ということでいいのではないかと。「提案された」というのを残しておくと、ちょっとよく分からなくなるので、「市長から提案された」までを削除してはどうかということであります。

それから、宮下副座長から指摘があって、これ は言ってもらった方がいいかと。

○宮下議員 3月6日の議事録で、部局の方から

メールで頂いている分ですけれども、これを見ると、第9条に規定する、市民の意見を聞く機会についてという項目があって、ここで、「市民の意見を聞く機会については、小金井市議会として全体で対応するものではなく、個々の議員等で対応するものとし、逐条解説で説明することとした」とここで書いてありますので、この辺の意を酌んで、逐条解説の部分をもう一回見直して、このままでいいというのであればもちろんいいですし、変更であれば、変更もあり得るのかなということで提案させていただきます。

○森戸座長 第1班の方では議論はいかがだった でしょうか。まず、斎藤議員の方からいきますか ね。今、言った方向でどうかと。それで、第3項 なんですが、第3項は「政策立案及び政策提言を するに当たって、市民との懇談などの手段により 意見を聞く機会を設けるよう努める」と。つまり 議会に上程する前に市民の意見を聞いてやるんだ よということを言っているわけです。第9条第1 項というのは、もう上程されたものなんですよね。 そのことについて市民の意見を聞く機会を設ける ということになっていて、そういう意味で言うと、 若干第3項と第1項ではニュアンスが違うので、 第1項の方で、議員から提案されたものも誠実に 審議し、必要に応じて市民の意見を聞く機会を設 けると位置付けた方がいいのではないかという判 断なんですが、いかがでしょうか。

○五十嵐議員 前のところからちょっと頭の整理 ができなくて、判断に迷っていたんですけれども、 ただ、第9条としては市民の声を反映させるとい うことで、第1項で市長提案の議案、第2項で請 願、陳情、第3項で議員提案と整理しているのか なというような思いもありまして、そういう意味 では、原文のとおり、逆に「市長から提案された 議案」と書いておいた方が分かりやすくていいの ではないかなという気もするんです。第3項で議 員提案のことが載っていて、提案する前に市民と の懇談とか市民の意見を聞くということになれば、 また議員案として出てきたときに、また市民の意 見を聞くということになると、すごく大変な労力 になっていくという気もしますし、最初に提案さ れた原文の方が分かりやすいのではないかとも思 います。

**〇森戸座長** いかがでしょうか。

○露口議員 今の考え方というのは、単純に私なんかだったら、第9条第1項は「議会は、市長から提案された」となっていって、その後の議案といのには議員案は入らないということで、議員案はとなると、第9条第3項の方の「議会は」の後の政策立案だとか、政策提言をするという、そちらの方に入ると解釈したらよろしいのかなと今、聞いていて思ったんです。ですから、第9条第1項は市長から提案されたもの、第2項、議会は、陳情、請願についてこうしなさいと、第3項には、議会は、今度は議員が提案した場合のいろんな政策立案なり提言というように、このように三つに分けたと解釈したら、第1項は「市長から提案された」という言葉も置いておいてもいいのかなと感じております。

**〇森戸座長** 今、そういうご意見でした。

○斎藤議員 そのように解釈することもできると 思います。そうすると、この第3項は、後の第17 条の第2項の第2号、「政策立案のために政策検 討会を設置すること」、これが、議会が政策検討 会の中で意見を聞く機会を設けるよう努めると、 そこにつながってくるのかなと。であれば、その ように逐条解説は変えた方がいいのではないかと 思います。分かりづらかったですか。要するに、 議員が政策立案するためには、それぞれの議員個 人の立場で、もしくは2人以上の立場で提案する ことはできるわけですけれども、そのことと、ま た議会として意見を聞く機会を設けるよう努める ということになると、ちょっと待ってください。 発言を撤回します。 ○森戸座長 露口議員は、第3項で議会の議員提 案もあると、ここで述べることができるのではな いかということですよね。だから、政策立案及び 政策提言等は主には条例提案なんですかね。条例 等の提案。「議員または委員会が条例等の提案な ど政策立案及び政策提言をするに当たって」とい うようにしたらどうですか。書いてありますか。 (「逐条にもちゃんと条例と入れるということ」 と呼ぶ者あり)そうです。「条例等の」と入れな いと分からない。そうすると、「市長から提案さ れた」というのは削除しなくても、これは市長の 提案だよということが分かる。どうでしょうかね。 ○斎藤議員 もし皆さんがよろしければ、第1項 では市長提案に対する態度だと、第2項は請願、 陳情に対して、第3項が議員案だということにす れば、これはそれでいいと思うんですけれども、 第3項は、主語は「議会」なんです。「議会は、 議員または委員会が提案するときの意見を聞く機 会を設けるよう努めるものとする」というのは、 議会が意見を聞く場を作らなければいけないとい う条文ですよね。これを実現する、実際にやると いうことを担保できるようなものがないと、これ は条文だけで終わってしまいますよね。全会一致 の場合は、第17条第2項の第2号の政策立案のた めの政策検討会を設置するということになります けれども、そうではなくて各議員が行うときに対 しても議会はやらなければいけないという形にな ってしまうので、新たな論点なんですけれども、 少しこれは考えないといけないですよね。この条 文そのままいくと、それぞれ2人の議員が提案す るときにも、市民の意見を聞く機会を議会が設け なければいけないという文章になりますよね。で すから、第17条の政策検討会を設置した場合のこ とになるので、そういう条文の作り込みにしない といけないのではないですかね。

○森戸座長 この場合の議会というのは議会一般 ということだったんですかね。「議会は、意見を 聞く機会を設けるよう努めるものとする」というのは、先ほど宮下議員がおっしゃった、議会として意見を求めるということはやらないんだよということですよね。3月6日付けの代表者会議の結果の中では、「市民の意見を聞く機会については、小金井市議会として全体で対応するものではなく、個々の議員等で対応するものとし、逐条解説で説明することとした」ということになっているんです。だから、そうなると、ここの第3項で言っていることは、有志の議員で聞くことができるという解釈しか成り立たないということになるんですよ。(不規則発言あり)そうなんですよ。だから、第3項の「議会は」というのもちょっとおかしくなってしまう。

休憩します。

午後3時46分休憩

## 午後4時14分開議

### ○森戸座長 再開いたします。

第9条について、協議会でいろいろご議論をいただきました。一つは、斎藤議員からも提案がありまして、市長から提案された議案についての対応と議員提案の対応と同等にした方がいいということがありましたので、第3項については、「議会は、議員または委員会が条例等の政策立案及び政策提言をするに当たって、必要に応じて市民との懇談などの手段により意見を聞く機会を設けるものとする」ということで、第1項と合わせました。それでご確認いただけますでしょうか。

## (「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 次に、逐条解説でありますが、この「議会は」と第1項、第2項、第3項にあるわけですが、この解説を明記しておいた方が良いということであります。宮下副座長から提案がありました、3月6日付けの代表者会議結果報告によれば、市民の意見を聞く機会については、小金井市議会として全体で対応するものではなく、個々の

議員等で対応するものとすることを逐条で明記を した方がいいということでありましたので、その ことを正副座長で精査をし、盛り込んでいきたい と思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 続きまして、片山議員から提案がありました、第3項の逐条解説について、一番最後の、「これまでも有志の議員で懇談を行っています」というのは、請願・陳情の場合であるということで、第2項の逐条解説に移動させるということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

**〇森戸座長** それでは、以上の点を精査いたしまして、また後日、皆さんにお示しをしていきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- ○森戸座長 ありがとうございます。
  続きまして、第16条になりますかね。
- ○小林議会事務局次長 第16条でございます。第 16条につきまして、前回おおむねご了解をいただいたところでございますが、中段以降の文章のつなぎに関しまして、正副座長でもう一度持ち帰り、整えたものを提示するということで、本日の提案でございます。前段につきましては、前回ご了解をいただいているところでございますので、省略させていただきまして、「また」以降から読ませていただきます。

「また、法第96条第2項では、議会が議決事項を追加することを認められています。その際には、議会の合意に基づき、本条文に追加していくものとします。別に条例で定めるものとして、小金井市名誉市民条例、小金井市公の施設の指定管理の指定手続に関する条例で規定されています」としたところでございます。

○森戸座長 ということです。一つは、どうしたら理解していただけるかということで、第1班の皆さんのを参考にしながら作らせていただきまし

たが、「法第96条第2項では、議会が議決事項を 追加することが認められている」ということをき ちんと明記した上で、「その際には議会の合意に 基づき本条文に追加していくものとする」と述べ た方が分かりやすいかなと。「別に条例で定める もの」、これは第2号のことを言っているわけで すが、「ものとしてこういうものが規定されてい ます」と変えたらどうかということです。だから、 第1班の皆さんの「なお、その他の議決事項につ いては」というところをもう少し前に持ってきて 分かりやすくしたということですか。いかがでし ょうか。いいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

**〇森戸座長** それでは、第16条、確定をいたしま した。

続きまして、第17条であります。

〇小林議会事務局次長 こちらは若干の字句の整 理のみでございます。「①、議会としての権能を より高めるため、議員提案条例を始めとする政策 の立案及び提言を積極的に行うよう努めることを 定めています。②、前項の機能をより強化するた め、法第100条の2に基づく外部の学識経験者等 による調査、政策検討委員会の設置、必要に応じ た調査、研修及び視察の実施、学識経験を有する 者等による議会研修会を行うことを定めています。 なお、政策検討会は全会派が一致した市政の課題 を検討し、政策立案するための組織です」。①に つきまして変更ございません。②につきましては、 要綱で定めることは書く必要がないのではという ことで、削除させていただき、文末を「政策立案 するための組織です」とまとめたところでござい ます。

○森戸座長 第1項は全く訂正はありませんので、 確認させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、第1項は確認いたしました。 第2項ですが、要綱で定めているということを あえて言うことはないのではないかということな んですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 それでは、これを確認させていただきまして、第17条は終了いたしました。ありがとうございます。

次、第18条に行きます。

〇小林議会事務局次長 第18条でございますが、 若干訂正がありまして、中身的には大きく変わったものではないんですけれども、第18条自体が4項立てになっているんですが、作業部会から頂いたものが①、②、③となっておりまして、中身が複数が一緒になってしまったのかなと感じられたので、正副座長の方で訂正させていただきました。順次説明させていただきながら、読み上げさせていただきます。

①といたしまして、「政務活動費は、会派が行う調査、研究、研修、広報、広聴等の会派として市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させるために必要な活動に要する経費に対して、市長から交付を受け、活用することを定めています」とさせていただきました。こちらに関しましては、条例の第5条を引用した形と変更させていただいております。

②といたしまして、「政務活動費の交付に関して必要な事項については、小金井市議会政務活動費の交付に関する条例で定めています。使用基準については透明性を高め、適切な執行をするために、政務活動費に関するマニュアルを作成しています」、こちらにつきましては、本文の第2条について、使用基準等のことを定めておりますので、第1班の作業部会では、一番下の③の中に使用基準についての記述がございましたので、こちらを②の正副座長案の方に持ってきて、若干、「時代の変化に合わせて」という辺りを「透明性の高め」という形で文言を変更させていただいてございます。

③につきましては、「議会では、政務活動費の 全ての支出について、領収書または支払証明書の 添付を義務付けています。政務活動費に係る収入 支出報告書並びに支出調書については、総務課情 報公開コーナー、議会図書室、議会応接室にて閲 覧することができ、平成27年6月よりホームペー ジにおいても公開しています。また、領収書及び 支払証明書については、総務課情報公開係で情報 公開請求を行うことにより閲覧または写しの交付 を受けることができます」ということで、政務活 動費の使途及び結果についての公開というのが第 3項にございますので、第1班の②の中にその公 開についてのことが書かれておりましたので、こ ちらを第3項の説明として正副座長案の方で載せ てございまして、「領収書」というものを「領収 書または支払証明書等」と具体的にいたしまして、 「見ることができる」といった言葉につきまして は、「閲覧または写しの交付を受けることができ る」という形で訂正してございます。

第4項の説明といたしまして、「会派は、政務活動に係る収入支出報告書並びに支出調書について説明責任を果たさなければならないことを定めています」ということで、説明責任については条文の第4項になっておりますので、第4項なんですけれども、作業部会の方の説明の中での説明責任については、②の冒頭の方にその記述がございましたので、それを座長案の方で4に移したといったところでございます。

**〇森戸座長** ありがとうございます。ということです。

第1項から見ていきたいと思いますが、政務活動費の交付に関する条例第5条を引用し、目的を明確化した方がいいのではないかということで、記述を変更させていただきました。これは、併せて市長から交付を受けるものだという性格をもう少し明らかにした方がいいのではないかということで取り入れたということであります。いかがで

しょうか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、これは確定いたします。第1 項は確定と決定いたします。

次に、第2項であります。第1班の③のところを第2項に持ってきました。政務活動費に関わる条例そして使途基準などが第2項に書かれておりますので、ここに持ってきたということです。それと、「時代の変化に合わせて」という意味合いが、これを説明しなければいけないのかなというのがあるので、「透明性を高める」ということにしたということですね。これはいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、この内容でいいということで確認してよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

**〇森戸座長** ありがとうございます。

次に、第3項です。これは、使途及び結果について公開するということでありまして、第1班の②の「そのため」というところを持ってきたということです。②を分けたという形であります。これはよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

**〇森戸座長** では、これも確認したということで よろしいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 異議がないので、確認をいたしました。

次に、第4項についてです。「説明責任を果たさなければならない」となっていますので、②の冒頭の2行を「政務活動費に係る収入支出報告書並びに支出調書について、会派は説明責任を負わなければならない」といたしました。これはよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 それでは、第18条、確認をいたしま

した。よろしいですか。

○湯沢議員 すみません、ちょっと確認させていただきたいんですけれども、第1項です。「市長から交付を受け」とあるんですけれども、市長からなのかなということで、いろいろ見てみると、地方自治法だと普通地方公共団体からの交付になっているんですよね。なので、正確に言うと「市から」の方がいいのかなと思います。「市長」と言うと、正確なのかどうか、事務局に確認をお願いいたします。

**〇小林議会事務局次長** 確かに「地方公共団体」 という形で書かれておりますので、「市」とした 方が適当かなと思われます。

〇森戸座長では、「市から」ということで、「長」はとるということでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

**〇森戸座長** では、そのようにいたします。 あとはありませんか。大丈夫ですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- ○森戸座長 続いて、第19条に行きます。
- 〇小林議会事務局次長 第19条でございます。①、「議会は、議長の統理する事務を遂行するために、法第138条第2項の規定により小金井市議会事務局設置条例を定めています。議会に関する事務及び職員の服務については、小金井市議会事務局庶務規定を定めています」といたしまして、作業部会案は、一つの条例と二つの規定を並べて書いていただいたところですけれども、議長の統理する事務を遂行するために条例があるということで、1回区切りまして、議会に関する事務と職員の服務ということで、小金井市議会事務局庶務規定ということを定めさせていただきました。

もう一つ、案の方ではございました。小金井市 議会事務局職員の職名等に関する規定というのは ございますが、これは直接事務の運営に関わるも のではなく、職名等を定める規定ですので、事務 局の事務執行には特別は関わらないということで、 これはなくてもいいのではないかということが座長案でございます。

②といたしましては、「議会事務局は、第1項によるもののほか、議会の政策立案、政策活動、調査活動等を補佐する役割を担うため、体制の充実強化を図るものとしています」、こちらは逐条ですので、前項というものを第1項という形で変えさせていただいたところでございます。

3といたしまして、「議長は、法第138条第5 項の規定により議会事務局職員を任命することが 規定されています」と、こちらは作業部会の案か ら変更はございません。

○森戸座長 ありがとうございます。ということで、第1班の方からは「職名等に関する規定」ということを記述していただいているんですが、内容を見ると、「部長職を参事とする」とか、そういうことで、これはいいのかなということがありまして、削除させていただきました。

もしよろしければ、第1項をご確認いただきたいんですが、いかがでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 ありがとうございます。これでご異議ないということで確認をさせていただきました。次に、第2項であります。「前項」というのは、逐条解説では「第1項」ということで規定するということのようですので、変更するということで

ほかは第1班の提案のとおりということで、よ ろしいでしょうか。

確認をさせていただきます。

(「はい」と呼ぶ者あり)

**〇森戸座長** それでは、これも確認をさせていた だきました。

次に、第3項であります。これはそのままでありますので、これで確認をさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 確認をさせていただきました。あり

がとうございます。

あともう一歩であります。全部行きたいと思います。次に、第22条、議員報酬であります。

〇小林議会事務局次長 第22条第1項でございます。「議員報酬とは、法第203条に基づき、本会議や委員会への出席など、市民の付託に応える議員活動への対価として議員に支給されるものです。議員報酬については、『小金井市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例』で定めています」、こちらは若干字句、「別途」というところを「について」という形で変更させていただきました。

第2項といたしまして、「議員報酬の改定を行う場合、小金井市特別職報酬等審議会条例第2条に基づき、あらかじめ当該特別職報酬等の額について審議会の意見を反映するほか、市政の現状及び課題を考慮するとともに、市民の意見を聴取することを定めています」、こちらは作業部会の案そのままでございます。

○森戸座長 ありがとうございます。これは「議員報酬は別途」という、これは何か意味があるんですかね。いいですか。ありがとうございます。

では、第1項、「議員報酬については」を変更 させていただき、第1班の提案でご確認をいただ きたいんですが、いかがでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

**〇森戸座長** それでは、全員一致で確認させていただきました。

第2項は第1班の提案のとおりということで、 いかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

**〇森戸座長** 確認をさせていただきます。ありが とうございます。

次に、第23条、お願いいたします。

○小林議会事務局次長 第23条でございます。こちらは若干変更を加えさせていただいております。 「議員の任期開始後、速やかに全議員を対象にこの条例に関する研修を実施し、この条例の理念を 議員間で共有することを定めています。講師は正 副議長、正副議会運営委員長の四者で協議し、決 定します」とさせていただきまして、作業部会の 案の冒頭、「市民の付託に応え、市民福祉の増進 と市政の発展に寄与するため」というところでご ざいますが、こちら、第1条に規定がございまし て、条例全体の目的であるので、あえてここに書 かなくても良いのではないかということで、削除 させていただいたのが正副座長案でございます。

**〇森戸座長** 第1班の皆さん、いかがでしょうか。 これはどうしても入れたいと。よろしいですか。

では、第23条、ご確認いただけますでしょうか。 (「はい」と呼ぶ者あり)

**〇森戸座長** ありがとうございます。全員一致で確認いたしました。

次、第24条、条例の検証です。

○小林議会事務局次長 第24条でございます。第 1項といたしまして、「この条例が目的を達成し ているか否かを議会運営委員会で検証することと し、検証する時期については、定期的に行う検証 と、事態の変化に応じて必要に応じた検証を行う こととしています」、こちらについては、作業部 会の案は、「その検証方法については、条例運用 後に検討することとしました」となっております が、「検討すること」というのを説明の中にあえ て書かなくて良いのではないかというのが正副座 長案でございます。

2といたしまして、「検証により不整合が確認 された場合は、迅速な措置を講ずるように定めて います」、こちら、作業部会案そのままでござい ます。

○森戸座長 ということでありまして、検証方法 について、「条例運用後に検討する」というのは あえて解説にうたわなくてもいいのではないかと いうことで、議論の過程の中でそういう確認をし ていますので、それは残るということだと思いま すので、いかがでしょうか。いいですか。 (「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 ありがとうございます。それでは、第1項を確認いたしました。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 第2項はそのままでありますので、 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 ありがとうございます。あと第25条は委任ですので、これは必要ないということ、付則も、これも施行規則と経過措置ですので、これは要らないということであります。

若干残っておりますが、これで全ての逐条解説、 完成に近付いております。皆さんのご協力ありが とうございました。お疲れさまです。

本日は、この素案たたき台の議論はこの程度に とどめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**〇森戸座長** お疲れさまです。

その他で、皆さんの方で何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 特にないということでありますので、 本日の議会基本条例策定代表者会議はこれをもちまして終了させていただきます。お疲れさまでした。

午後4時40分閉会